

周防大島町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

周防大島町

目 次

序章 計画の背景と目的及び位置づけ	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1)計画対象施設の範囲	2
(2)計画対象施設の分類	3
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	4
1 人口の現況と見通し	4
(1)人口動向	4
(2)将来人口の見通し.....	5
2 財政の現況と見通し	6
(1)歳入	7
(2)歳出	8
3 公共施設の現況	10
(1)建物施設	10
(2)インフラ施設	14
4 公共施設等の修繕・更新費用の見通し.....	16
(1)建物施設	16
(2)インフラ施設	18
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	22
1 計画期間	22
2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	22
3 現状や課題に関する基本認識	23
(1)現状や課題に関する基本認識	23
(2)課題に対する基本的な考え方	24
4 公共施設等の管理に関する基本的な方針	25
(1)点検・診断等の実施方針	25
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針	25
(3)安全確保の実施方針	26
(4)耐震化の実施方針	26
(5)長寿命化の実施方針	26
(6)統合や廃止の推進方針	27
(7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	27
5 数値目標の設定	28
(1)建物の削減について	28
(2)インフラの削減について	29
(3)公共施設全体の削減について	30
(4)建物施設の保有面積の削減について	31
6 フォローアップの実施方針	32

目 次

第3章 施設類型別の基本的な方針	33
1 建物施設	33
2 インフラ施設	38
第4章 再配置に関する基本的な方針	39

序章 計画の背景と目的及び位置づけ

1 計画の背景と目的

平成 16 年 10 月 1 日に大島郡の久賀町、大島町、東和町、橘町の 4 町が合併して誕生した本町では、これまでに学校をはじめ公民館、町営住宅などの公共施設や道路、橋りょうなどのインフラを整備してきました。

しかし、その多くは昭和 30 年代～50 年代の高度経済成長期に建設されてきました。これらの施設は、築年数の経過による老朽化で、改築や大規模な改修が必要な時期を迎えており、財政負担が大きくなることが予測されます。

また、本町の人口は、昭和 35 年以降、減少を続けており、平成 27 年には 17,199 人（国勢調査）まで減少しています。人口減少や少子高齢化の進行は、町民ニーズに変化を生じさせ、公共施設に対する需要も大きく変化しており、その対応が必要になっています。

さらに、人口の減少にともなって町税収入も減少しており、今後の少子高齢化の進行は社会福祉関連経費を増加させ、町財政は逼迫することが想像されます。

そのため、公共施設等への投資、維持管理・更新にあたっては、これまでの考え方を大きく転換させる必要があります。本町では、全ての公共施設等を対象に、公共施設等の現状と将来見通しを踏まえて、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現する「周防大島町公共施設等総合管理計画」を策定します。この計画により、公共施設等の保有や維持管理、大規模改修、建替えなどに対しては、中長期的な視点から計画的・効果的に推進し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

2 計画の位置づけ

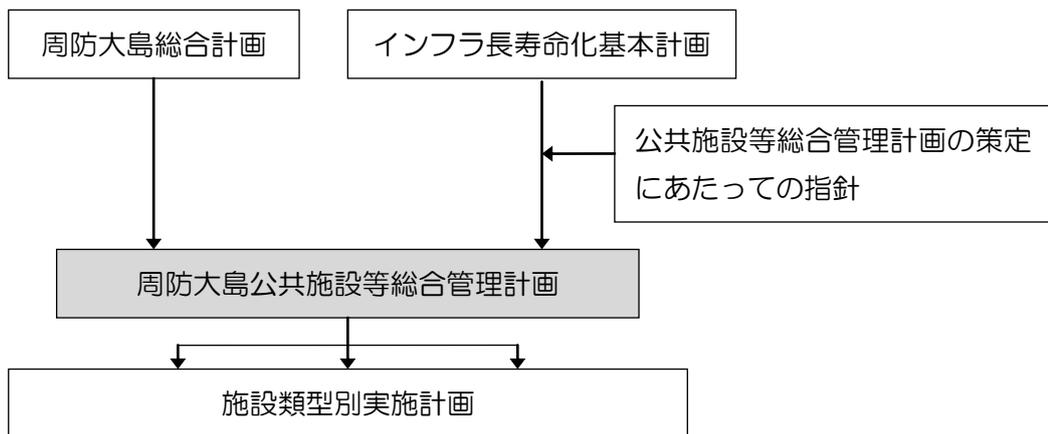
国は、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、「インフラ長寿命化基本計画」を、平成 25 年 11 月に策定しました。

総務省は、全ての公共施設等を対象に、10 年以上の長期的な視点から、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置を実現するための総合管理計画、いわゆる「公共施設等総合管理計画」を、平成 28 年度までに策定するよう、平成 26 年 4 月に地方公共団体に対して要請しました。

それらを受けて、本計画は、国が示した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等総合管理計画として位置づけ、策定するものです。

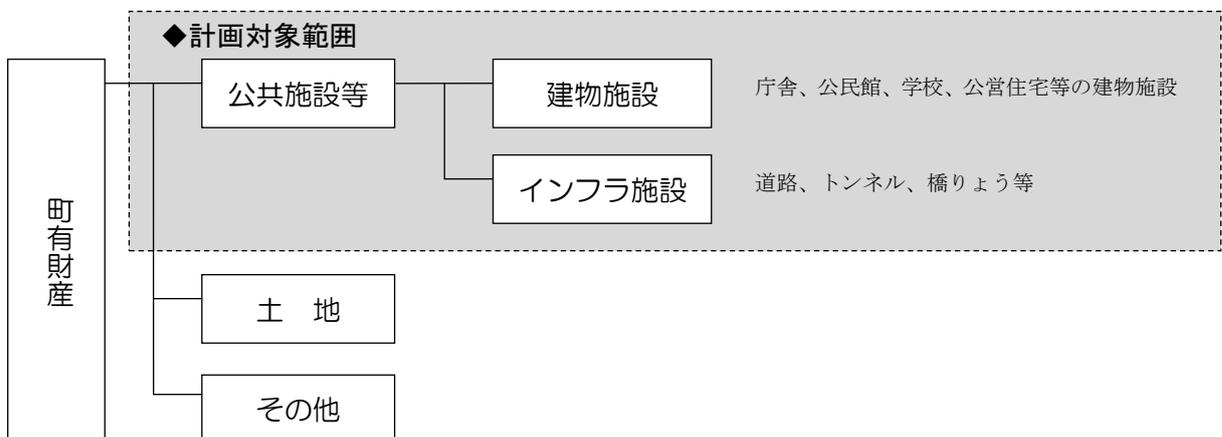
また、本計画は、「周防大島町総合計画」で定める本町の将来像を踏まえて策定するとともに、既存の個別施設計画や関連する計画との整合を図ります。

今後、施設類型ごとの管理に関する具体的な実施計画（施設類型別実施計画）を定める場合には、本計画に定める方針に則したものとします。



(1) 計画対象施設の範囲

本計画は、町有財産のうち、建物施設及びインフラ施設を対象とします。



(2)計画対象施設の分類

本計画における公共施設等の施設類型は、総務省により提示されている分類を参考とし、以下のとおり分類します。

施設区分	大分類	中分類	施設名称例	
公共施設	市民文化系施設	集会施設	神領コミュニティセンター、油宇公民館など	
	社会教育系施設	博物館等	久賀ふるさと館、陸奥記念館など	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	和田地区体育館、総合体育館など	
		レクリエーション施設・観光施設	青少年旅行村、ガルテンヴィラ大島など	
	産業系施設	保養施設	自然休養村管理センター、竜崎温泉潮風の湯など	
	学校教育系施設	産業系施設	産地形成促進施設、大島地区農産物加工センターなど	
		学校	安下庄小学校、安下庄中学校など	
	子育て支援施設	学校教育系施設	東和学校給食センター、久賀学校給食センターなど	
		幼保・こども園	久美保育所、蒲野保育所など	
	保健・福祉施設	幼児・児童施設	三浦児童の館	
		高齢福祉施設	高齢福祉施設	しらとり苑、和田苑など
			障害福祉施設	橋かんころ楽園
			保健施設	国民健康保険保健福祉施設総合センター、農業者健康管理センター
	行政系施設	その他社会保険施設	久賀福祉センター、旧安下庄駅事務所(社会福祉協議会)など	
		庁舎等	庁舎等	久賀庁舎、橋庁舎など
消防施設			第6分団機庫、第10分団機庫など	
公営住宅	その他行政系施設	旧森野中学校など		
	公営住宅	西方住宅、船越住宅など		
	公園	飯の山公園、橋グリーンパーク内公衆トイレ・管理棟など		
	供給処理施設	環境センター、清掃センターなど		
	その他	旧民俗資料館、車庫など		
インフラ施設	道路・橋りょう	道路	町道・農道・林道	
		橋りょう	橋りょう	
		トンネル	火畑隧道トンネル、志佐隧道トンネルなど	

第 1 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 人口の現況と見通し

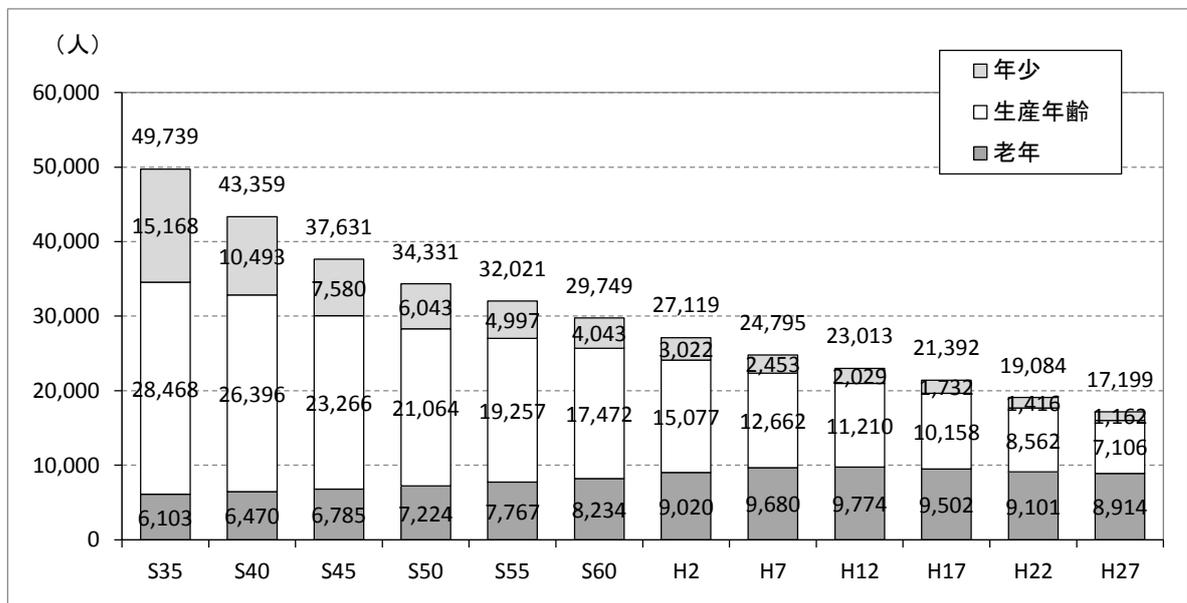
(1)人口動向

本町の総人口は、昭和 35 年以降、年々減少しており、平成 27 年には 17,199 人（国勢調査）まで減少しています。

平成 27 年の年齢 3 区分別人口をみると、年少人口は 1,162 人（6.8%）、生産年齢人口は 7,106 人（41.3%）、老年人口は 8,914 人（51.8%）で、山口県平均と比して、年少人口の割合は約 5.0 ポイント、生産年齢人口の割合は約 12.3 ポイント低く、一方で、老年人口の割合は約 21.0 ポイント高くなっています。

年齢 3 区分別人口の推移は、年少人口及び生産年齢人口の割合が年々低下し、老年人口の割合が上昇しています。

■人口の推移



注：H22及びH27の年齢人口の内訳については、年齢不詳を除く

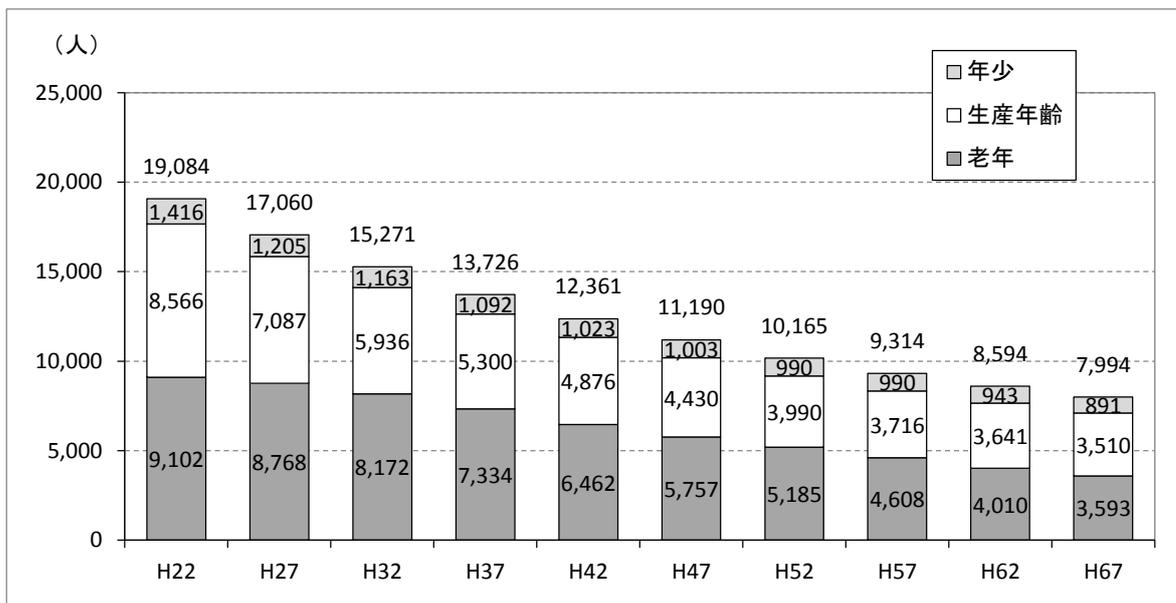
資料：国勢調査

(2)将来人口の見通し

本町の将来人口の見通しは、平成 27 年 12 月に策定された「周防大島町人口ビジョン」によると、約 10 年後の平成 37 年に 13,726 人、約 20 年後の平成 47 年に 11,190 人、約 40 年後の平成 67 年に 7,994 人になると推計されています。

また、年齢 3 区分別人口の割合は、平成 37 年には、年少人口（0～14 歳）8.0%、生産年齢人口（15～64 歳）38.6%、老年人口（65 歳以上）53.4%と、平成 47 年には、年少人口 9.0%、生産年齢人口 39.6%、老年人口 51.4%になると推計されています。また、約 40 年後の平成 67 年には、年少人口 11.1%、生産年齢人口 43.9%、老年人口 45.0%になると推計されています。

■将来人口の見通し



注：H22は実績値（国勢調査）

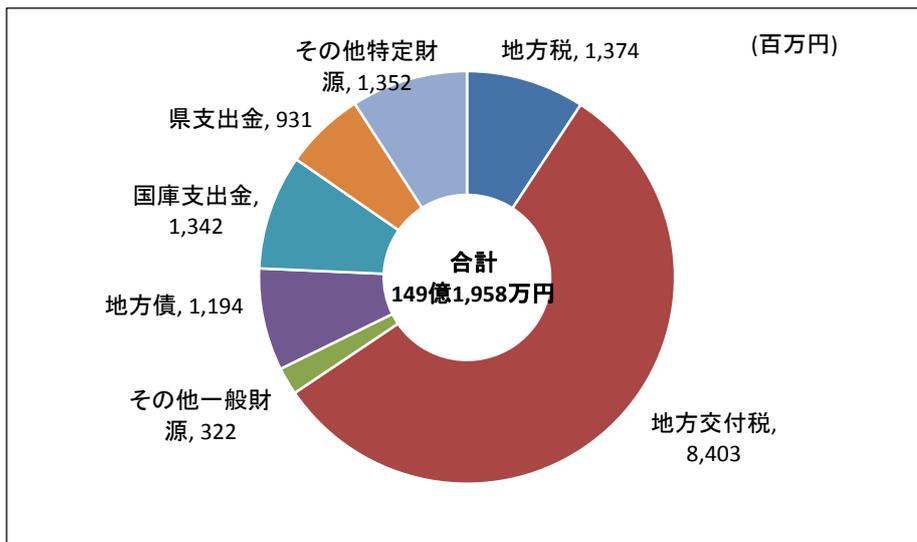
資料：周防大島町人口ビジョン

2 財政の現況と見通し

人口問題に伴う少子化対策や高齢化による社会保障費の増加への対応など、行政ニーズが多様化するなか、財政問題も公共施設の整備計画に大きく影響を及ぼします。長期的な財政経営の視点から、より健全な財政運営を進めることによる持続可能な財政構造を確立することが重要な課題となっていることを踏まえ、本町の財政について、概要を確認します。

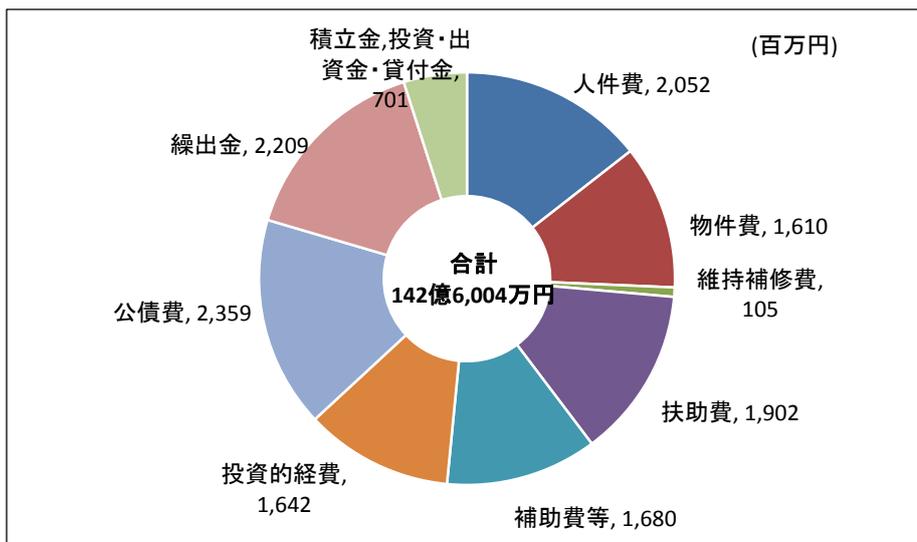
普通会計の歳入歳出の構造をみると、平成 26 年度の歳入決算額は約 149.2 億円、歳出決算額は約 142.6 億円で、約 6.6 億円の歳入超過となっています。

■平成 26 年度 歳入決算額



資料: 総務省 平成26年度市町村決算カード

■平成 26 年度 歳出決算額



資料: 総務省 平成26年度市町村決算カード

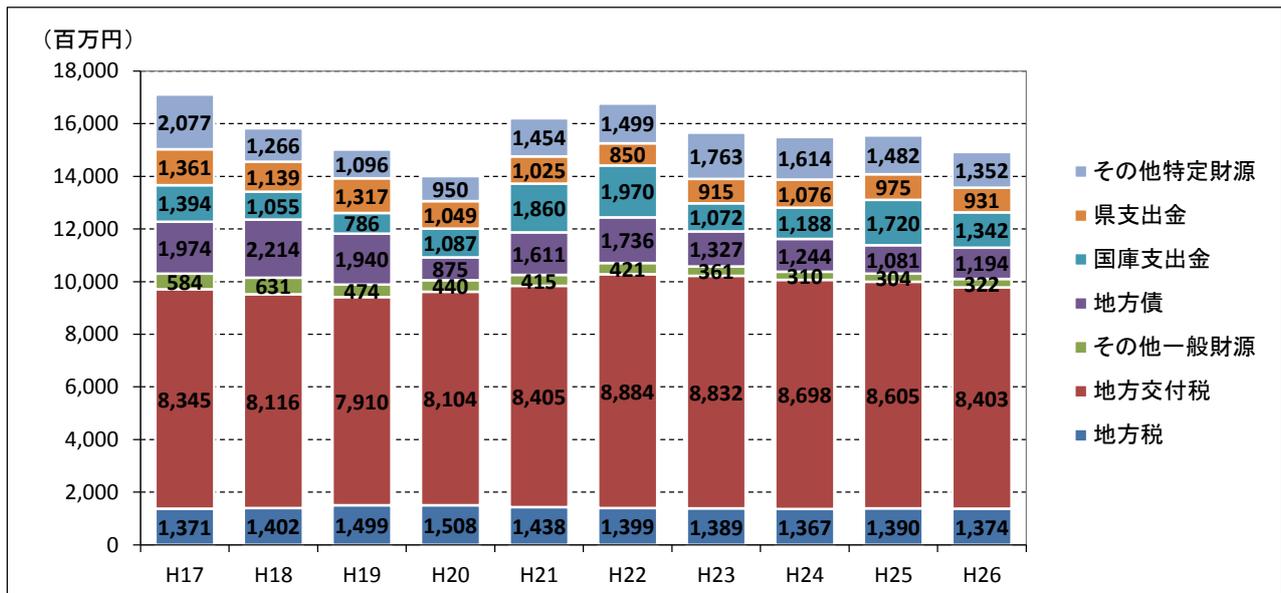
(1)歳入

歳入構造では、過去 10 年間を通じて、地方交付税、国庫支出金、地方税の占める割合が大きくなっています。特に、地方交付税の占める割合が 50%を超えています。

地方交付税は、79～89 億円で、地方税は、13～14 億円で推移しています。

また、地方債は、近年 10 億円前後で推移しています。

■歳入決算額の推移



資料:総務省 市町村決算カード(各年度)

○過去 10 年間の歳入は、おおむね 140～160 億円程度で推移しており、平成 26 年度の歳入は約 149.2 億円となっています。

○今後は生産年齢人口の減少等により、地方税の減少傾向となることが見込まれます。

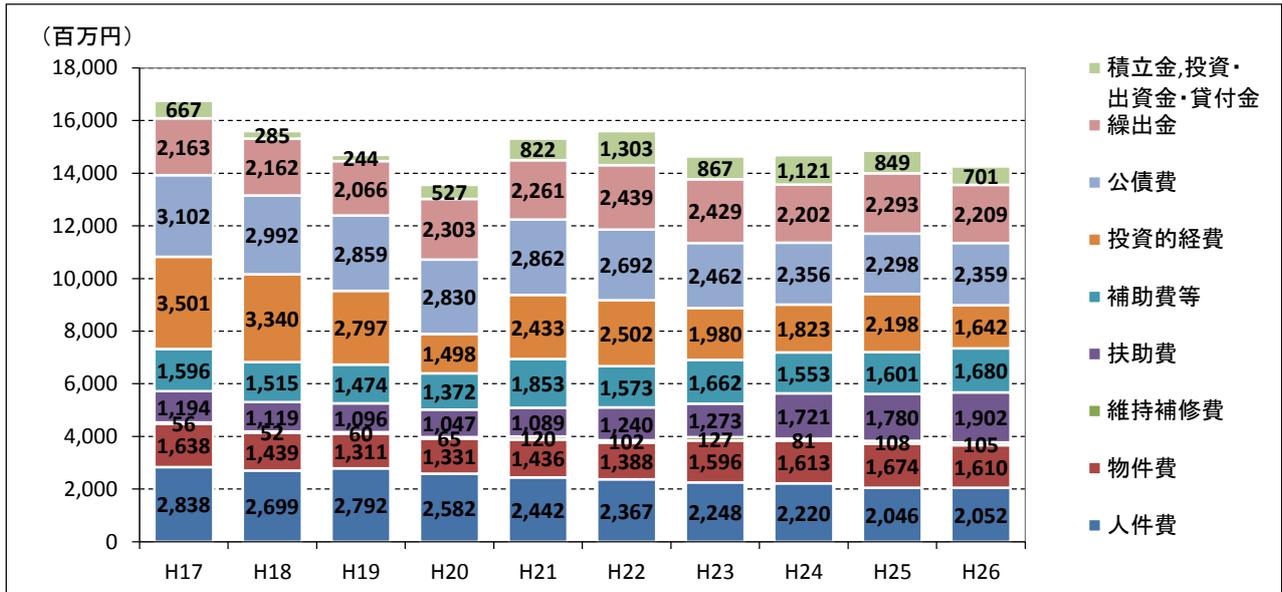
(2)歳出

性質別歳出では、人件費、公債費、繰出金の割合が高くなっています。

平成 17 年度と比較して、平成 26 年度では人件費が約 8 億円、投資的経費が約 18 億円、公債費が約 7 億円減少したのに対し、扶助費は約 7 億円増加しています。

投資的経費は平成 17、18 年度において 30 億を越えて支出されていますが、近年は、16～22 億円前後で推移しています。

■歳出決算額の推移



資料:総務省 市町村決算カード(各年度)

○過去 10 年間の歳出は、おおむね 140～160 億円程度で推移しており、平成 26 年度の歳出は約 142.6 億円となっています。

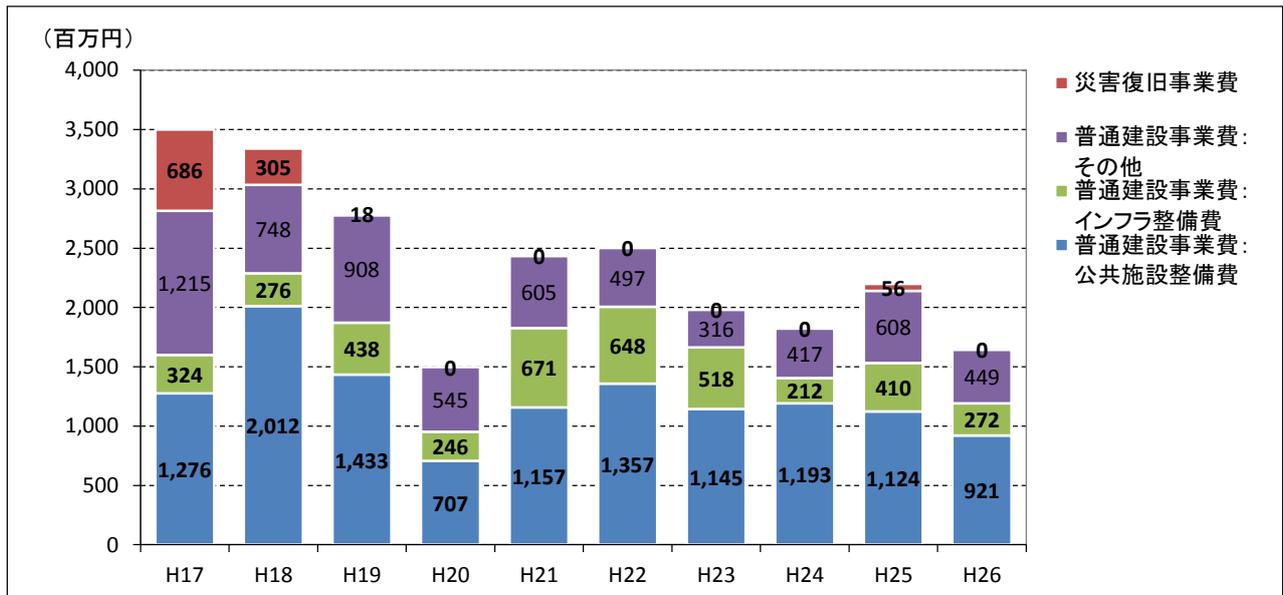
○人件費は減少しているものの、社会保障に係る扶助費は年々増加しています。

○義務的経費の増加が見込まれるため、今後の投資的経費等の確保に課題が残ります。

投資的経費の内訳は、災害復旧事業費として平成 17 年度に約 7 億円、平成 18 年度に約 3 億円、平成 25 年度に約 6 千万円を支出しているほかは、普通建設事業費で占められています。

直近 10 年間の普通建設事業費の平均は約 22.7 億円、このうち、建物の整備費用は平均で約 12.3 億円、インフラ（道路と橋りょう）の整備費用は平均で約 4.0 億円です。

■ 投資的経費の推移



資料：総務省 市町村決算カード(各年度)、庁内資料

3 公共施設の現況

本町の公共施設の特徴、建物施設とインフラ施設に分けて整理します。

(1)建物施設

本町の公共施設のうち、建物施設は延べ床面積合計約 20 万 m²の規模です。

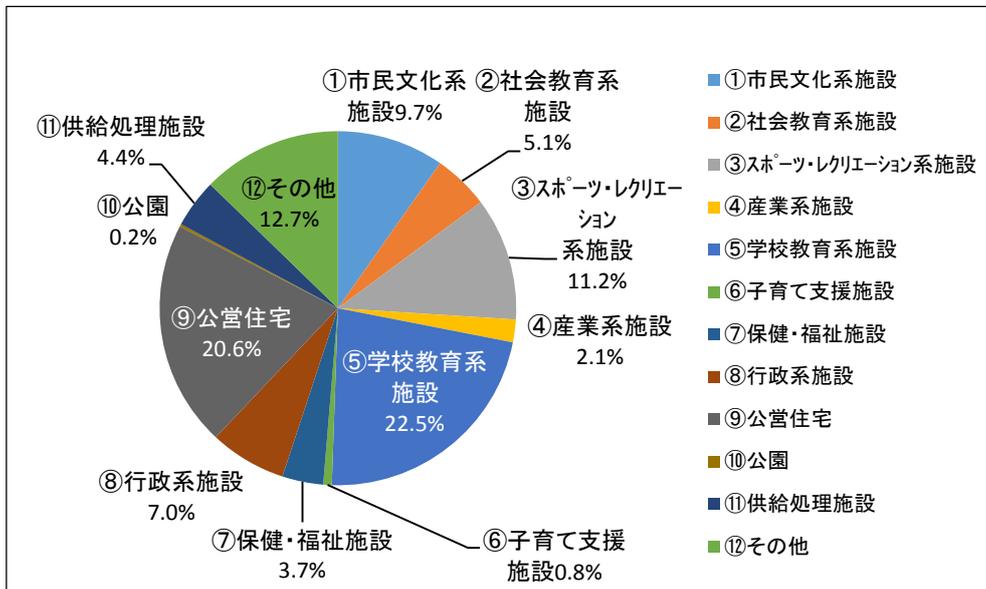
①用途別床面積

公共施設はさまざまな町民ニーズを反映して整備され、施設用途も様々です。

町役場などの「行政施設」、小中学校などの「学校教育施設」、公営住宅などがその用途の代表的なものですが、それ以外にも「文化施設」「社会教育施設」「スポーツ・レクリエーション施設」「子育て支援施設」「保健福祉施設」などの用途があります。

本町の公共施設の特徴は、全体の約 22.5%を占める学校教育施設と約 20.6%を占める公営住宅施設で、全体の約 4 割を占めることです。

対象施設	総延床面積	割合
①市民文化系施設	19,570.44 m ²	9.7%
②社会教育系施設	10,228.44 m ²	5.1%
③スポーツ・レクリエーション系施設	22,630.97 m ²	11.2%
④産業系施設	4,187.35 m ²	2.1%
⑤学校教育系施設	45,247.19 m ²	22.5%
⑥子育て支援施設	1,555.18 m ²	0.8%
⑦保健・福祉施設	7,504.05 m ²	3.7%
⑧行政系施設	14,043.06 m ²	7.0%
⑨公営住宅	41,583.03 m ²	20.6%
⑩公園	457.26 m ²	0.2%
⑪供給処理施設	8,950.05 m ²	4.4%
⑫その他	25,573.29 m ²	12.7%
合計	201,530.29 m ²	100.0%



資料：固定資産台帳

②町民一人当たりの延床面積

公共施設の床面積の合計を町民数で割って算出する公共施設の「一人当たり面積」については、適正とされる面積は示されていません。ただ、一人当たり面積が大きいと町民サービスが手厚くなりますが、財政面に大きな影響を与えます。そのため、一概に大きい方が良いとは言いきれません。ただし、本町と類似した自治体との比較により、本町はどのような状況にあるかは確認できます。

そこで、本町と人口規模が類似した山口県内の他自治体（人口 10,000 人～35,000 人程度）との比較を行い、本町の公共施設の一人当たり面積を確認します。

都道府県	市区町村	面積 *1	人口 *2	公共施設 延床面積 *3	1人当たり 延床面積
山口県	平生町	34.6km ²	12,528人	51,015m ²	4.07m ² /人
山口県	田布施町	50.4km ²	15,750人	64,617m ²	4.10m ² /人
山口県	周防大島町	138.1km ²	17,649人	201,530m ²	11.42m ² /人
山口県	美祢市	472.6km ²	26,116人	263,000m ²	10.07m ² /人
山口県	柳井市	140.1km ²	33,338人	181,386m ²	5.44m ² /人
近隣類似規模（上記4自治体）自治体平均					6.38m ² /人
全国類似規模（人口10,000人～35,000人）自治体平均（250自治体） *2					5.61m ² /人

資料：*1.国土交通省 国土地理院「平成 27 年面積」

*2.住民基本台帳（平成 28 年 1 月 1 日現在）

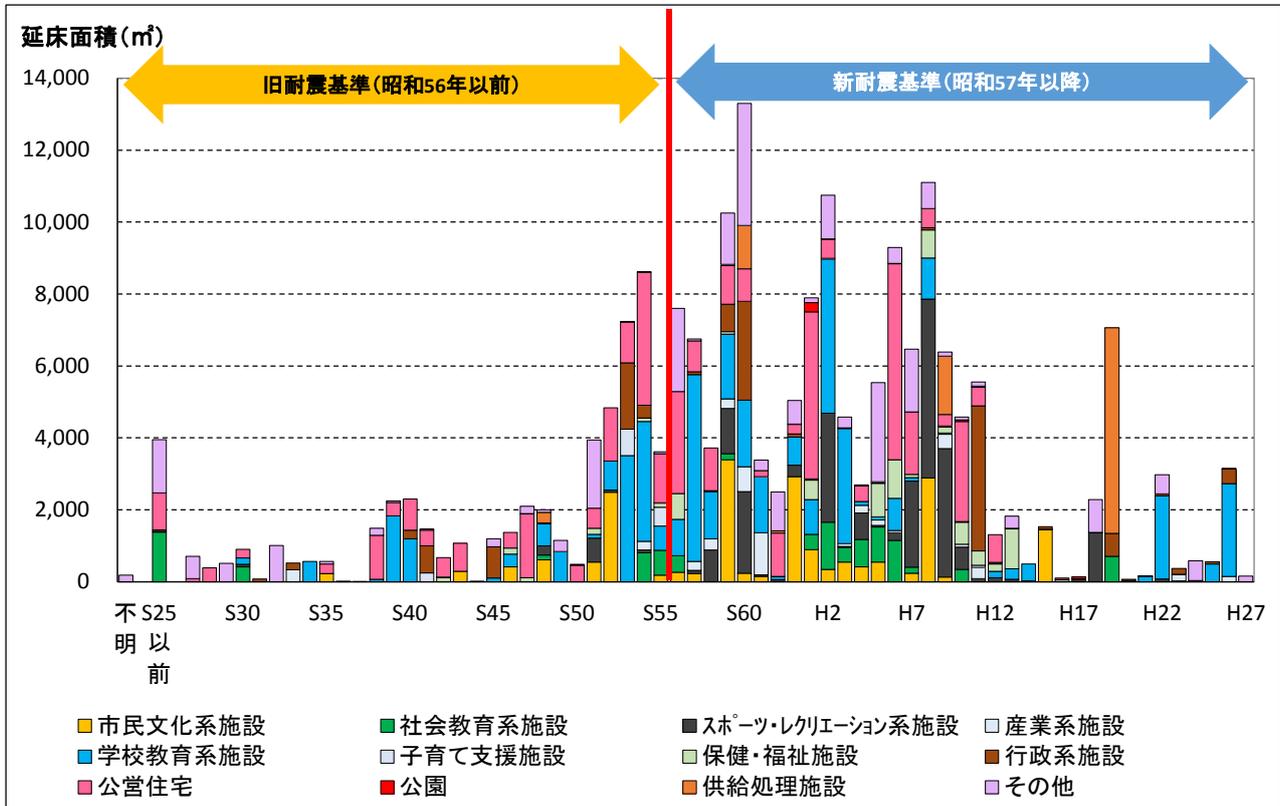
*3.「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」（東洋大学）

- 本町が保有する公共施設の町民一人当たり延床面積は 11.42 m²となっており、本町と人口規模が類似している近隣自治体の住民一人当たり延床面積平均6.38 m²の約 1.79 倍と、多い保有状況となっています。
- 全国自治体（人口 10,000 人～35,000 人程度）平均との比較においても、同様に約 2.04 倍と、多い保有状況です。

③築年別整備面積

公共施設の築年別の整備面積を確認します。

築年別の整備面積は、町の保有する公共施設の老朽化の度合い、すなわち今後の修繕や更新にかかる費用の算出のベースとなります。



資料：固定資産台帳

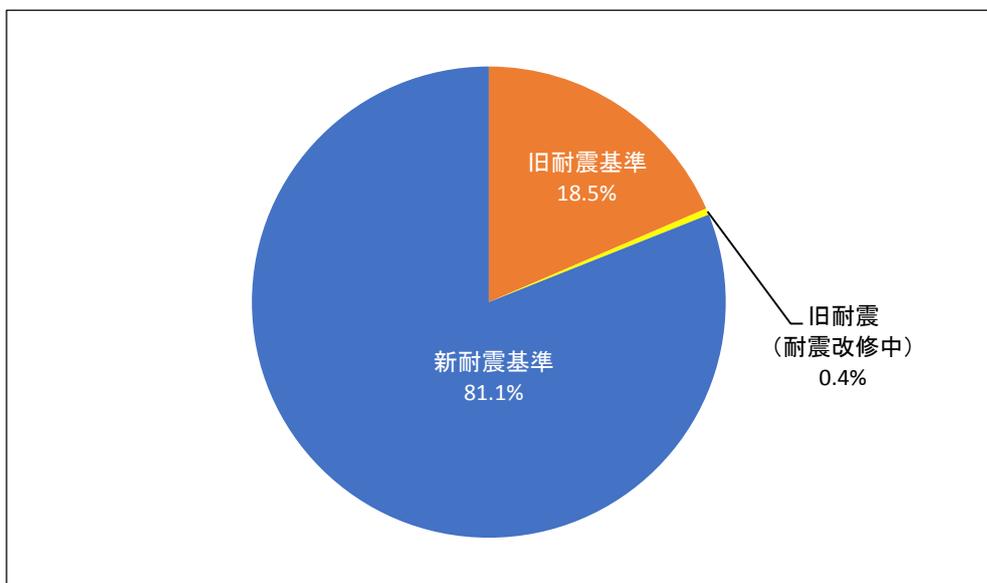
- 昭和 50 年代から平成 8 年頃までに、多くの施設が整備されています。
- 平成 22 年以降は、主に学校教育系施設が整備されています。
- 全施設のうち、大規模修繕工事が必要となる築後 30 年以上経過した施設が約 49.9%、建て替え対象となる 60 年以上経過した施設が約 3.7%あります。

④耐震状況

昭和 56 年より、国の耐震基準が変わり、新耐震基準となりました。新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれています。したがって、それ以前の建築物は旧耐震基準によって建築されており、耐震性能が劣るとされています。

本町の建物は、前ページの「築年別整備状況」に示したように、昭和 50 年代から平成 8 年頃までのものが多く、旧耐震基準によって建設されたものもあります。

本町では、他自治体同様、旧耐震基準の建物に対して耐震性向上の工事を施した結果、下記のように、現在では約 81.1%の建物が新耐震基準を満たしています。今後も、安全性を確保するための耐震工事は進めていくことになっています。



資料：ヒアリングシート

(2)インフラ施設

インフラ施設は、生活及び産業の基盤となる施設であり、町民生活や地域経済活動を支えるために欠かせない施設です。

平成 27 年度時点での本町の主なインフラ施設の現状は次のとおりです。

対象施設	数量	
町道	473,802 m	872 路線
うち 橋りょう	2,671 m (14,200 m ²)	336 基
うち トンネル	408 m (2,658 m ²)	5 基
農道	185,280 m	615 路線
うち 橋りょう	902 m (5,982 m ²)	14 基
うち トンネル	1,206 m (9,765 m ²)	4 基
林道	21,375 m	17 路線

資料：町道台帳、農道台帳、林道台帳、
橋調書、トンネル調書等庁内資料

①道路（農道・林道を含む）

本町では、農道、林道を含めた道路の総延長は 680km 以上に達しています。

町内には、火畑隧道トンネル、志佐隧道トンネル、沖浦隧道トンネル、和田隧道トンネル、情トンネルのほか、農道にも 4 基あり、合計 9 基、総延長 1,614m のトンネルがあります。

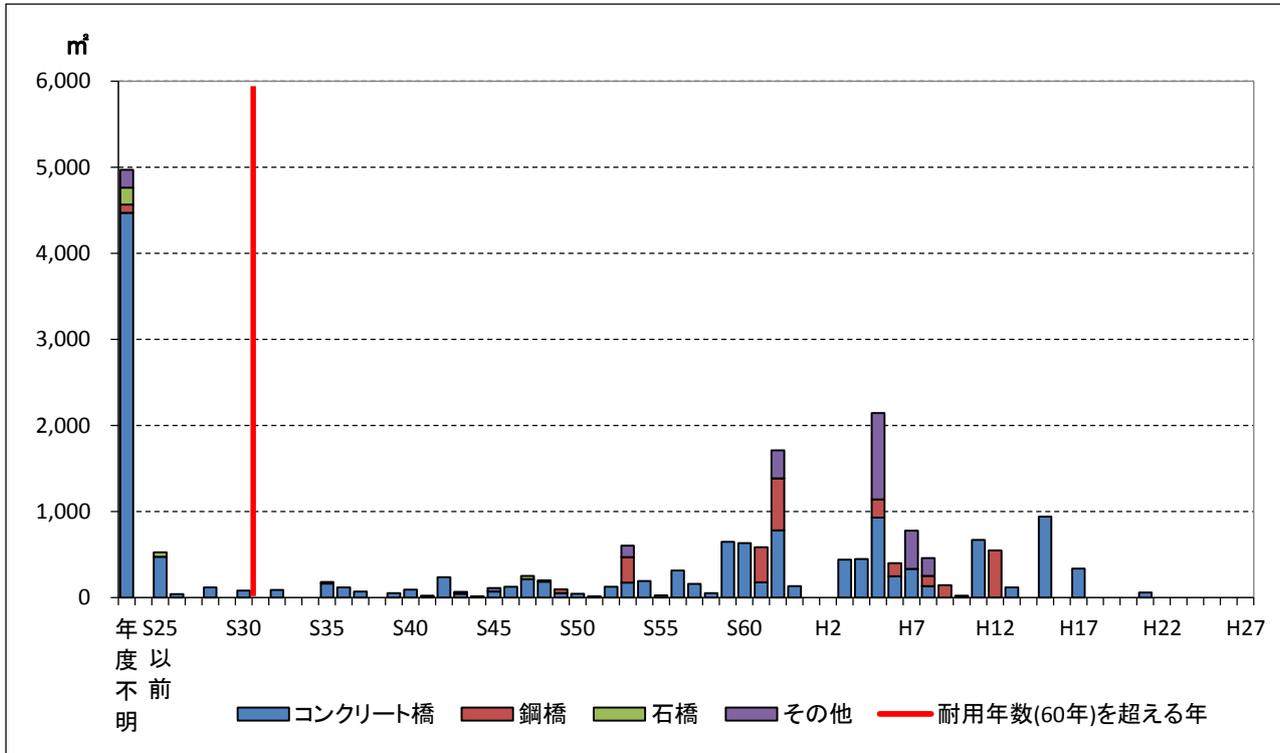
種別	幅員	幅員別延長	面積
町道	6.5m以上	89,664m	3,526,078m ²
	4.5m以上6.5m未満	115,340m	
	4.5m未満	268,798m	
	合計	473,802m	
農道	4.0m以上	21,921m	515,908m ²
	1.8m以上4.0m未満	150,554m	
	1.8m未満	12,805m	
	合計	185,280m	
林道	5.0m	1,840m	64,485m ²
	3.0m	13,953m	
	2.5m	4,160m	
	2.2m	910m	
	2.0m	512m	
	合計	21,375m	
上記合計		680,457m	4,106,471m

注：町道・農道には橋りょうとトンネルを含んでいる。

資料：町道台帳、農道台帳、林道台帳、
橋調書、トンネル調書等庁内資料

②橋りょう

橋りょうの整備は、昭和 40 代～昭和 60 年代を中心に行われていますが、戦前に整備された橋りょうもあります。



資料：橋調書等庁内資料

4 公共施設等の修繕・更新費用の見通し

公共施設等は当初の整備のみならず、安全で安心して使用し続けるには多額の修繕費、維持費がかかります。総務省の指針によると建物においては概ね、整備後 30 年で大規模な修繕を行い、60 年後に建て替え時期を迎えるとされています。また、本町では概ね、道路では 15 年、橋りょうでは 60 年でそれぞれ更新を行うこととしています。ここでは、今後 40 年間にこれら公共施設等の修繕、更新費用の見通しを算出します。なお、トンネルについては、その延長を道路延長に含めて考えます。

対象施設	区分	更新年数
公共施設	大規模修繕	30 年
	建て替え	60 年
インフラ施設	町道・農道・林道	15 年
	橋りょう	60 年

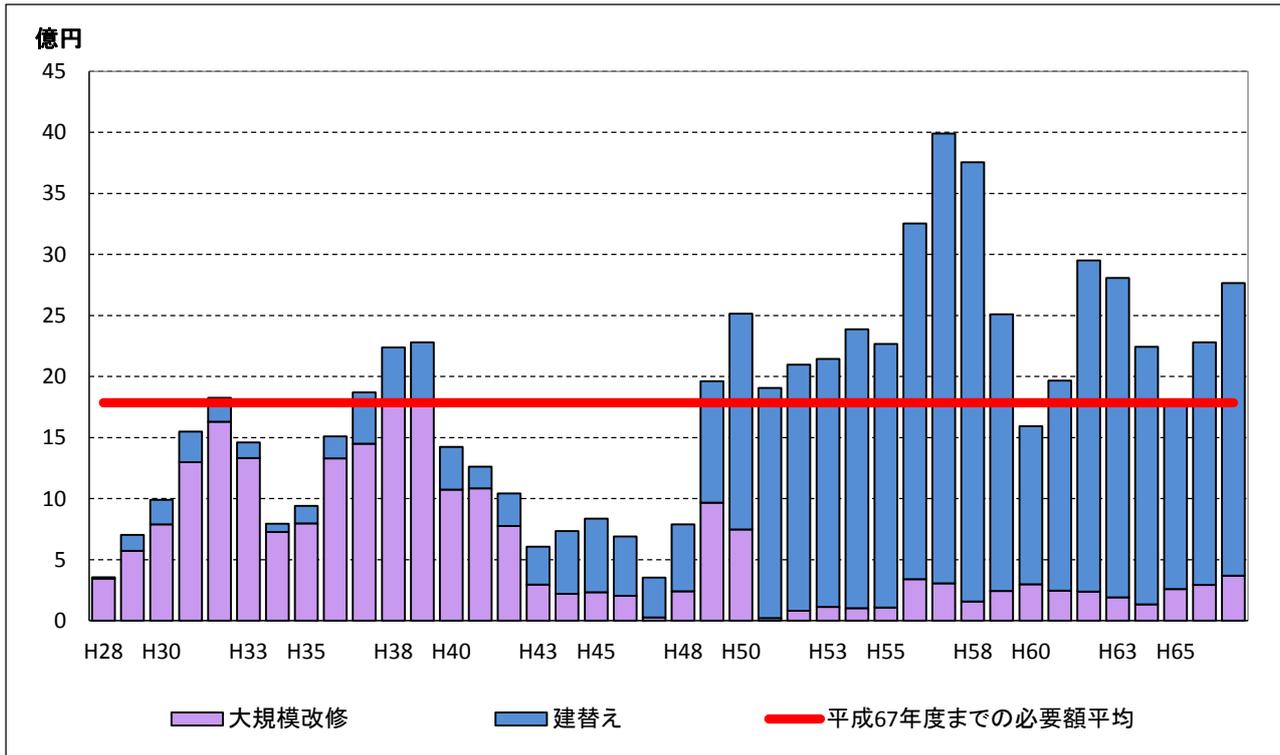
資料：総務省「更新費用試算ソフト」

(1)建物施設

現在保有している公共施設を今後も保有し続け、大規模改修（30 年目）及び、更新年数経過後（60 年目）に現在と同じ規模で更新を行うこととした場合に、今後 40 年間で必要となる費用の推計を行います。下記は推計を行うために使用した国の基準工事単価表です。

施設分類	大規模改修単価	建替え単価
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

資料：総務省「更新費用試算ソフト」



□平成 67 年度までの今後 40 年間で、総額で約 714.6 億円、年平均で約 17.9 億円がかかることが推計されます。

(2) インフラ施設

現在保有しているインフラ施設を今後も保有し続け、総務省の指針に準じた各施設固有の更新期間で更新した場合に、計画期間である平成 67 年度までに必要な費用を推計します。

1) インフラ施設ごとの将来の更新費用

① 道路

現在本町が保有する道路（農道、林道を含む）を将来も保有し続けたと仮定した場合の、将来の更新費用を算出しました。その結果、年間 12.9 億円が見込まれます。下記は推計を行うために使用した国の工事単価表です。

なお、橋りょう部分は、次ページの「②橋りょう」で、将来の更新費用を推計します。

	更新単価
町道・農道・林道	4,700 円/㎡

資料：総務省「更新費用試算ソフト」

将来の更新費用推計（町道・農道・林道）

種別	面積	更新費用／年
町道	3,511,878 ㎡	1,100 百万円
農道	509,926 ㎡	160 百万円
林道	64,485 ㎡	20 百万円
合計	4,086,289 ㎡	1,280 百万円

注：町道・農道の橋りょう部分は除いている。

- 道路は整備年度が確定できないため、現有する全道路を以前から保有するものと仮定しています。
- 総務省指針によれば道路の更新年数は 15 年であり、保有する道路全部を更新する場合の費用を 15 で割り、年間平均の更新費用を表したものが本表です。

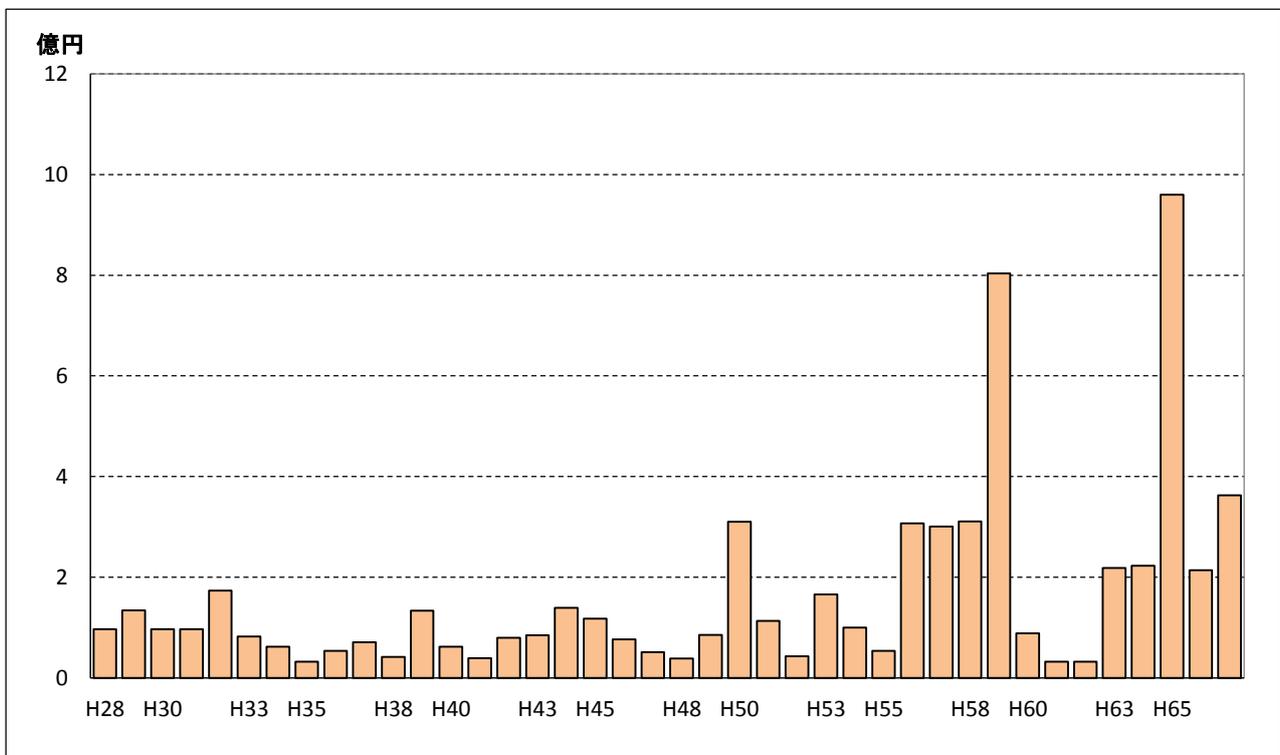
②橋りょう

総務省指針である橋りょうの更新期間 60 年を採用した場合、計画期間の平成 67 年度までに、平成 50 年度前後、平成 56～59 年度、平成 63～67 年度に橋りょうの更新ピークを迎えることが推計されます。

特に平成 59 年と平成 65 年度には年間 8 億円を越す更新費用が必要です。下記は推計を行うために使用した国の工事単価表です。

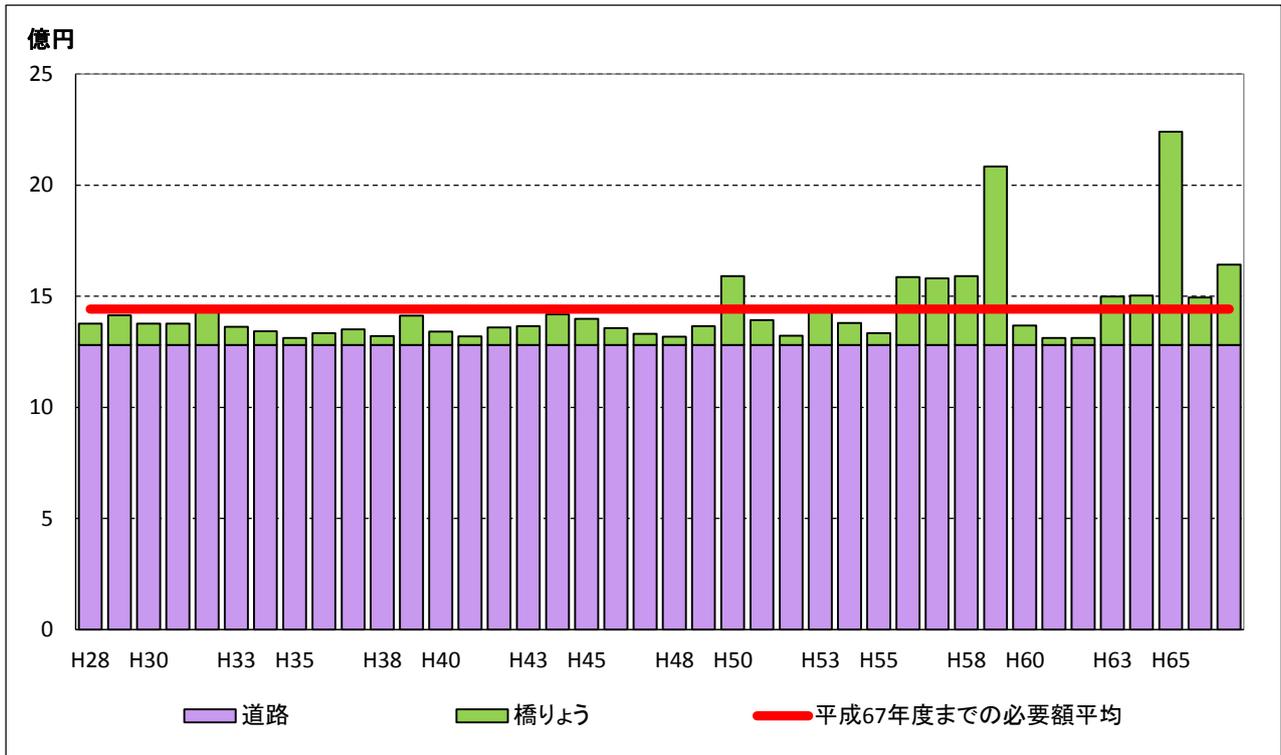
	橋 種	更新単価
橋りょう	コンクリート橋/石橋/その他	425 千円/m ²
	鋼橋	500 千円/m ²

資料：総務省「更新費用試算ソフト」



2) インフラ施設にかかる将来の更新費用

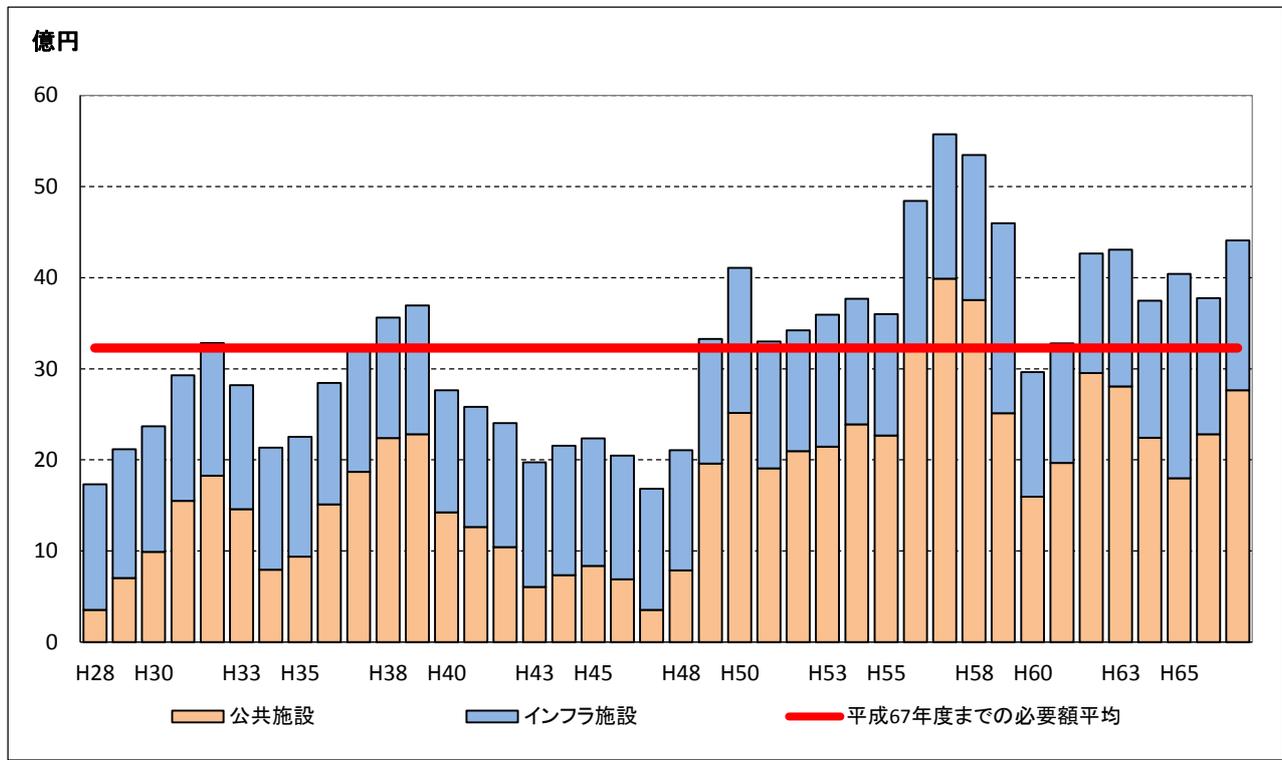
インフラ施設（企業会計分を除く）にかかる将来の更新費用の合算は以下のとおりです。



□平成 67 年度までの今後 40 年間で、総額で約 577.0 億円、年平均で約 14.4 億円がかかることが推計されます。

3)すべての公共施設等にかかる将来の更新費用

公共施設とインフラ施設を合わせたすべての公共施設等（企業会計分を除く）にかかる将来の更新費用の合算は以下のとおりです。



全ての公共施設等の更新にかかる必要額は平成67年度までの40年間で約1,291.6億円と推計され、これを年間平均で見ると約32.3億円となります。

一方、9ページでみたとおり、直近10年間の普通建設事業費の平均は約22.7億円で、このうち公共施設とインフラ施設（道路、橋りょう）を合計した全ての公共施設等にかかる整備費用は平均で約16.3億円となっています。

また、上述のとおり、今後40年間に必要な更新にかかる投資的経費、約1,291.6億円の内訳は公共施設が約714.6億円、インフラ施設が約577.0億円となっています。

これを年間平均で見ますと、公共施設が約17.9億円、インフラ施設が約14.4億円となります。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに、長期的な視点に基づき検討する趣旨から、平成67年度までの40年間とし、「周防大島町総合計画」や関連計画との整合を図りつつ、上位・関連計画や社会情勢の変化などに対応し、適宜見直すこととします。

2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、各課が保有する施設管理台帳及び固定資産台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で管理する体制とします。

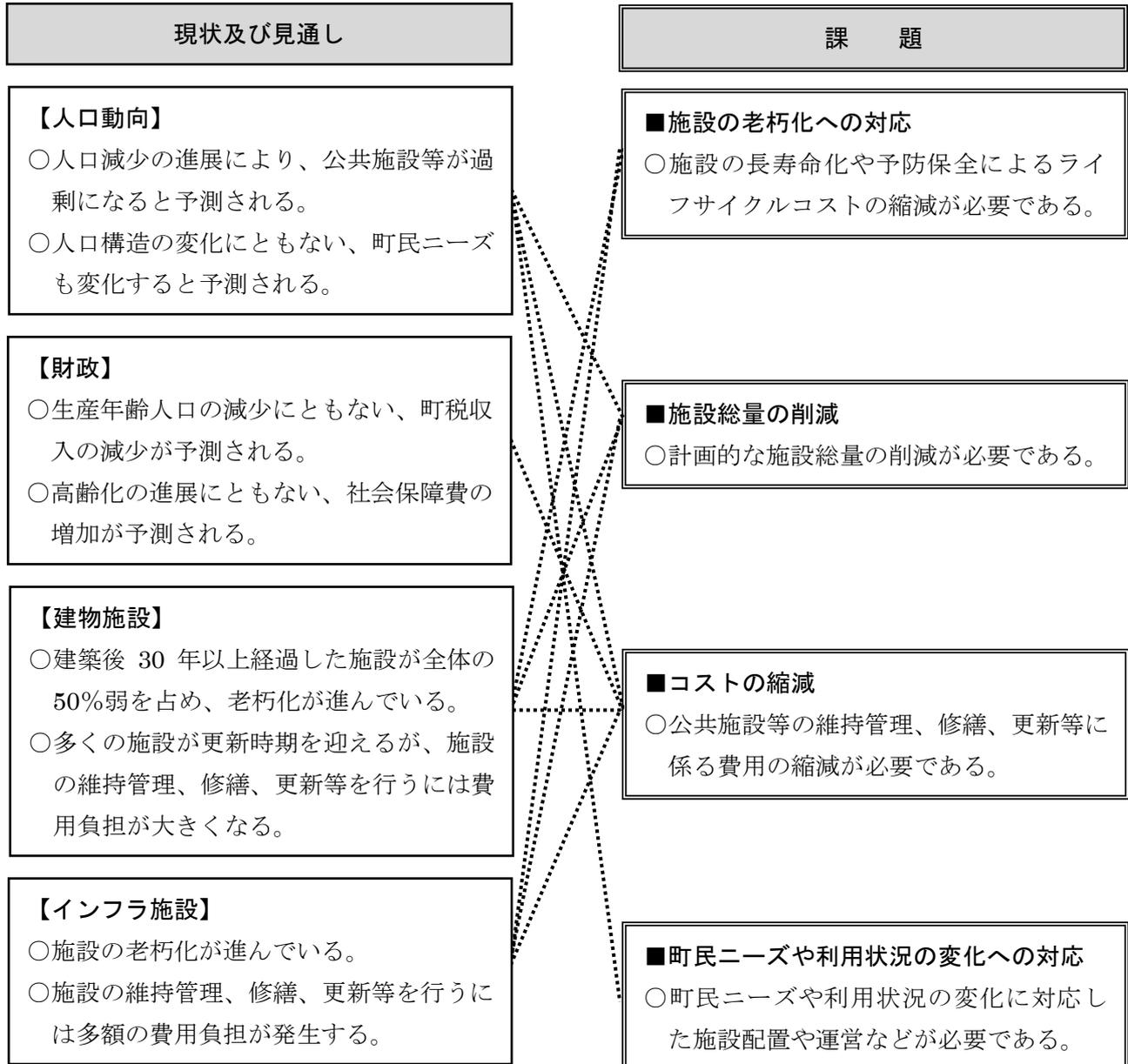
公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

公共施設等に関する基本計画として位置づけられる公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識

本町の人口、財政、公共施設等の現状やその修繕・更新費用の見直しを踏まえ、今後の公共施設等の現状や課題に関する基本認識を整理します。

(1) 現状や課題に関する基本認識



(2)課題に対する基本的な考え方

整理した公共施設等の課題に対して、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理します。ここでは、公共施設等の課題に対する公共施設等の管理に関する基本的な考え方の項目を示しますが、その詳細は、次ページ以降に示します。

課 題	公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (p.25～)
<p>■施設の老朽化への対応</p> <p>○施設の長寿命化や予防保全によるライフサイクルコストの縮減が必要である。</p>	<p>◆計画的な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> → (1)点検・診断等の実施方針 → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針 → (3)安全確保の実施方針 → (4)耐震化の実施方針 <p>◆長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> → (5)長寿命化の実施方針
<p>■施設総量の削減</p> <p>○計画的な施設総量の削減が必要である。</p>	<p>◆施設総量の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> → (6)統合や廃止の推進方針 <p>◆地域状況に応じた効率的な施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針 → (6)統合や廃止の推進方針
<p>■コストの縮減</p> <p>○公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る費用の縮減が必要である。</p>	<p>◆更新費用の縮減と平準化(維持管理費用の適正化)</p> <ul style="list-style-type: none"> → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針 → (6)統合や廃止の推進方針 <p>◆適正な施設の更新と民間活力の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針 → (6)統合や廃止の推進方針 <p>◆施設使用料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
<p>■町民ニーズや利用状況の変化への対応</p> <p>○町民ニーズや利用状況の変化に対応した施設配置や運営などが必要である。</p>	<p>◆民間活力の導入など幅広いサービス提供方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> → (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

4 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題に対する認識を踏まえたうえで、公共施設等の維持管理、修繕、更新、長寿命化などに関する基本的な方針を以下に示します。

(1)点検・診断等の実施方針

- 現状行っている定期点検を引き続き適切に行います。
- 保全マニュアルを作成し、平準化され、確実な日常点検を行えるようにします。
- 施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性の各項目の他、施設の長寿命化を見据えて快適性、環境負荷性、社会性の各項目についても評価を実施します。
- 各課が保有する施設管理台帳及び固定資産台帳の運用による点検・診断等を実施することにより、施設の状況を把握し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策等に活用します。
- 施設間における保全の優先度については、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点から判断を行います。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に大規模改修、建替え等を行います。
- 町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、更新にあたっては用途変更に対応する施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- 今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画の策定を検討します
- 地域や住民活動団体への建物施設の譲渡や指定管理者制度の導入を進めるなど、住民との協働による維持管理を進めます。
- 指定管理者制度や PPP/PFI 等の事業手法や新しい技術、考え方などを積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に行います。
- 維持管理、修繕、更新等を計画的に行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行います。

(3)安全確保の実施方針

- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、費用面や利用状況、優先度などを踏まえつつ、ソフト・ハードの両面から速やかに安全を確保します。
- 安全の確保にあたっては、防災拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- 危険性があり、今後維持していくことが難しい施設は、町民の安全確保の観点から、早期の利用中止などの措置を適切にとります。
- 老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない建物施設は、周辺環境への影響を考慮しながら、解体、除却するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

(4)耐震化の実施方針

- 地震発生時に防災拠点等としての役割を担う施設、人命及び物品の安全確保が特に必要な建物施設は、優先的に耐震化を図ります。なお、今後「周防大島町耐震改修促進計画」の見直しを予定しており、見直し後は、それに基づいて実施します。
- 昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の建物で耐震化が完了していないものは、早期に耐震化の検討を進めます。
- 道路、橋りょうをはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めます。

(5)長寿命化の実施方針

- 今後とも保有していくと判断された施設は、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
- 町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、長く公共施設を利活用していただけるようにします。
- 本計画の方向性との整合を図ったうえで、個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めます。

(6)統合や廃止の推進方針

- 公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態に囚われず、今後の行政サービスに必要な水準、機能を合理的に捉えた検討を行います。
- 公共施設の見直しにあたっては、人口の推移や財政状況、老朽度合い等を考慮し、統廃合、集約化、複合化を進めるため、全庁的な観点から再編を進めます。
- 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意します。
- 少子高齢化や人口減少、地区ごとの人口動態の変化、町民ニーズなどに対応した公共施設等の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）の取り組みを進めます。
- 近隣市町との広域連携を一層進めていき、広域的観点から必要な公共施設等の保有量を検討します。
- インフラについても、必要性の精査を十分に行い、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

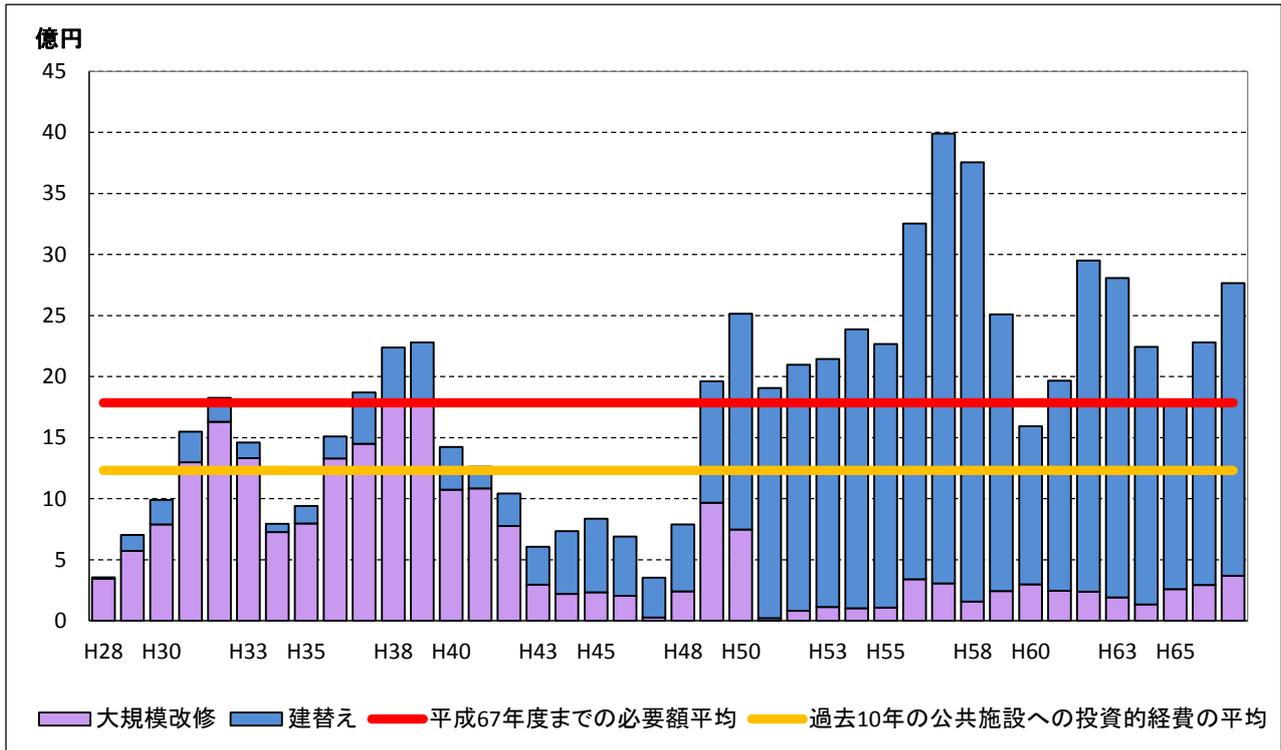
- 職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施します。
- 本町では、これまでも、民間活力の活用を意図した指定管理者制度の積極的な導入を進めてきましたが、検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については同制度の導入について検討を進めます。

5 数値目標の設定

周防大島町では今後 40 年間で、

- ・ 建物施設の延床面積は、66.6%の削減に努めます。
- ・ 建物施設、インフラ施設とも、運営方法などの見直しによって従来比 20%の経費削減に努めます。

(1) 建物の削減について

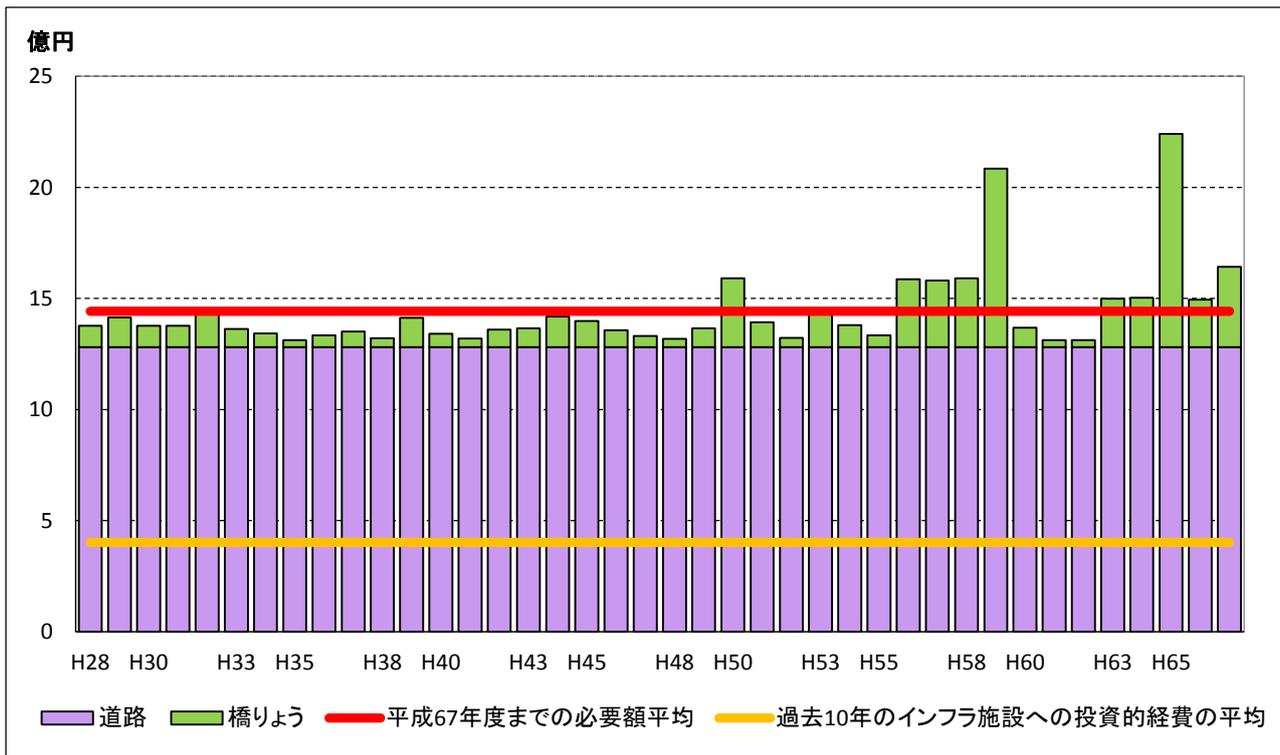


公共施設のうち、建物のみについて、平成 67 年度までの 40 年間に必要な更新、改修費用の平均と、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の実績値の平均を比較しました。

その結果、過去 10 年間の実績値の平均 12.3 億円に対し、平成 67 年度までの将来に必要な更新、改修費は 17.9 億円とこれまでに比べ、45.5%の増となっています。

これを削減率で見ますと 31.3%の削減を行わなければならないこととなります。

(2)インフラの削減について

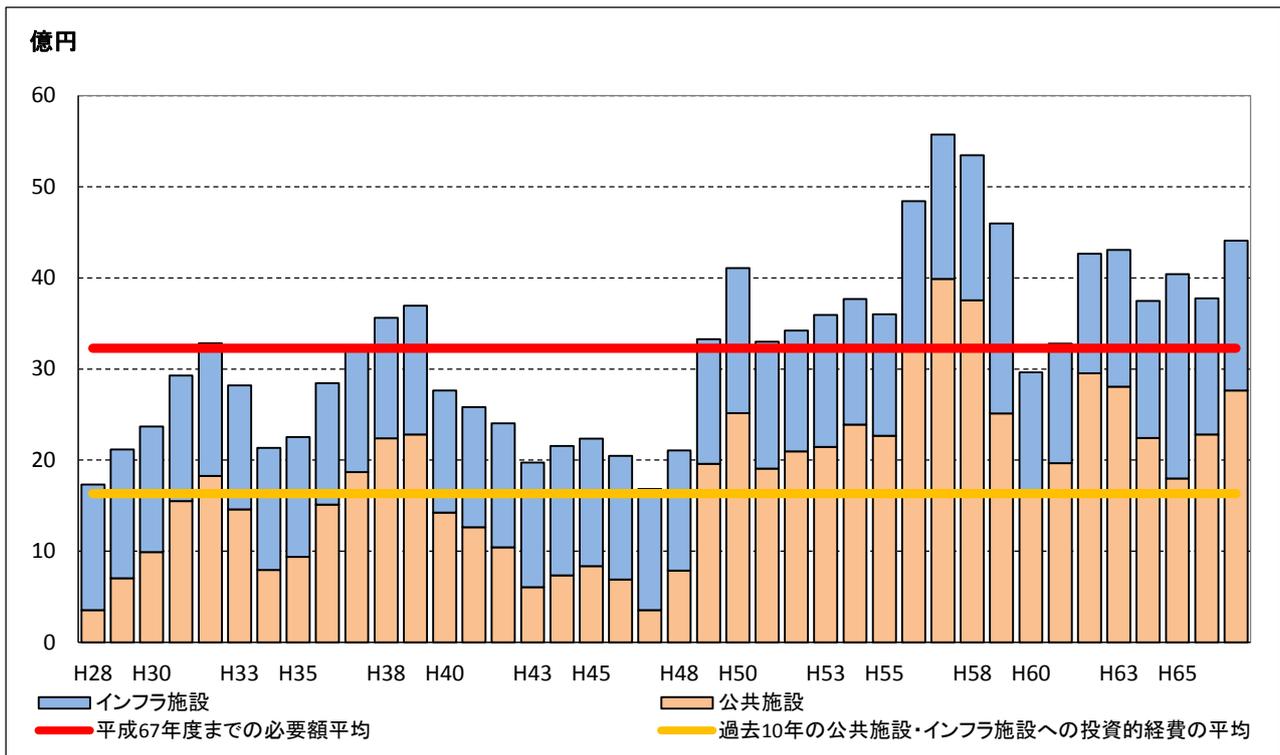


公共施設のうち、インフラについて、平成 67 年度までの 40 年間に必要な更新、改修費用の平均と、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の実績値の平均を比較しました。

過去 10 年間の実績値の平均 4.1 億円に対し、平成 67 年度までの将来に必要な更新、改修費は 14.4 億円とこれまでに比べ、251.2%の増となっています。

これを削減率で見ますと 71.5%の削減を行わなければならないこととなります。

(3)公共施設全体の削減について



公共施設とされる、建物、インフラの合計において、平成 67 年度までの 40 年間に必要な更新、改修費用の平均と、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の実績値の平均を比較しました。

過去 10 年間の実績値の平均 16.3 億円に対し、平成 67 年度までの将来に必要な更新、改修費は 32.3 億円とこれまでに比べ、98.2%の増となっています。

これを削減率で見ますと 49.5%の削減を行わなければならないこととなります。

建物施設は今後の統廃合等により、保有面積を削減することが可能ですが、インフラについては施設を削減することは非現実的であり、経費等の削減、あるいは運営方法のみなおしといった対策で削減する必要があります。また、建物施設についてもインフラ同様、経費、運営方法の見直しも必要です。

(4)建物施設の保有面積の削減について

ここで、建物施設の保有面積削減率を x 、公共施設全体の経費等削減率を y とした場合、次の式で表されます。

$$\begin{aligned} &49.5\% \text{削減後の平成 67 年度までの全体経費年平均額} = \\ &(\text{現在の建物施設保有面積} \times (1-x)) \times (\text{平成 67 年度までの建物施設にかかる経費年平均額} \times \\ &(1-y)) + (\text{平成 67 年度までのインフラ施設にかかる経費年平均額} \times (1-y)) \end{aligned}$$

この式に以下の推計値を代入すると、

49.5%削減後の平成 67 年度までの全体経費年平均額＝16.3 億円

平成 67 年度までの建物施設にかかる経費年平均額＝17.9 億円

平成 67 年度までのインフラ施設にかかる経費年平均額＝14.4 億円

ここで努力目標として、 $y=20\%$ とすると、 $x=66.6\%$ と算出されます。

6 フォローアップの実施方針

- 本計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。
- 本計画の実効性を高めるため、施設類型の枠を越えた具体的な施設の再配置を定める実施計画の策定に努め、進行管理と計画の見直しを行います。
- 公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、自然体で認識の共有化を図ります。

第3章 施設類型別の基本的な方針

1 建物施設

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
1	市民文化系施設：集会施設、文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の集会施設は建設年度も規模もまちまちであり、利用状況の差も大きくなっています。 ○旧秋分校は一部撤去を行った上で、その他部分を集会施設として利用しています。 ○人口の減少や人口構成の変化や市民ニーズの変化により、稼働率の低い施設が存在します。 ○バリアフリー化が進んでいない施設が存在します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の施設の設置目的を不変のものと捉えず、施設を社会資源と考え、その有効活用を目指します。 ○施設の機能の集約化・複合化により、効率的な運営を図ることを目指します。 ○各施設の方向性や規模については、利用実態や本町の状況、整備後の運営体制を踏まえたうえで決定します。 ○町民の主体的なまちづくりを促進する施設利用を進めます。 ○人口動態を踏まえ、町全体での施設の数・規模は縮小します。 ○バリアフリー化など、施設を安全に安心して使えるよう改善、改修に努めます。
2	社会教育系施設：図書館、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ○本町では多くの郷土資料館等を保有していますが、非常に古い木造のものも多く、今後の再編が望ましいと考えています。 ○図書館は、総合センターや文化センターなどと併設して、旧4町に1ずつ設置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の有効利用を図るため、可能な範囲で施設・設備の保全を図り、段階的な再編を進めます。 ○存続が決定した施設は、施設の有効利用のため、計画的な施設・設備の更新・保全に努めます。
3	スポーツ・レクリエーション系施設：スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○本町のスポーツ・レクリエーション施設はほとんどが1980年代以降に建設された新しいものとなっています。一部、旧耐震基準の施設も存在します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町合併後の合理的な施設配置を目指し再編する計画です。 ○また、一部旧耐震対応の施設や木造建屋については早急に将来の改修計画を策定します。

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
4	産業系施設	<p>○本町の産業系施設は農産物加工・直売施設が主となっています。そのほとんどが1980年代以降に建設された新しいものとなっています。一部、旧耐震基準の施設も存在します。</p>	<p>○今後の老朽化に備え、現在の良好な施設の維持・管理に努めていくこととします。</p>
5	学校教育系施設：学校、その他教育施設	<p>○ほとんどが1980年代以降に建設された新しいものとなっています。一部、旧耐震基準の施設も存在します。</p> <p>○また、施設数は多いものの、下記のようにすでに使用をしていないもの、今後使用を中止するものなどが多数存在します。</p> <p>○情島小学校、情島中学校は29年3月で休校します。</p> <p>○旧三蒲小学校は1Fのみパプリカ栽培研修センターとして活用しています。(所轄は教委のまま)</p> <p>○旧和田小学校は28年4月政策企画課に移管しました。</p> <p>○旧油田中学校は危険校舎につき、立入禁止にしています。ただし、解体計画はありません。</p> <p>○棕野教職員住宅は28年8月、三蒲教職員住宅は28年6月にそれぞれ解体されました。</p> <p>○新開教職員住宅は使用していません。</p> <p>○情島教職員住宅は施設は新しいものの情島小中学校が休校となるため29年4月から使用しません。</p> <p>○小松開作職員住宅は使用していません。</p> <p>○長崎一般住宅(中電 旧散宿所)は建物が存在するだけで使用していません。</p>	<p>○本町村合併後の合理的な施設配置を目指し再編する計画です。</p> <p>○また、一部旧耐震対応の施設や木造建屋については早急に将来の改修計画を策定します。</p> <p>○今後、4中学校の統廃合を検討しますが、小学校との複合も視野にいれ、小学校の統廃合も含めて計画していきます。</p>

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
6	子育て支援施設：幼保・こども園、幼児・児童施設	<p>○古くから整備されてきた関係で、古い施設と新しい施設の差が大きい状態となっています。</p> <p>とくに蒲野保育所は 1966 年度建設のブロック造であり見劣りがします。</p>	<p>○統廃合の検討結果、存続が決定した各施設の改修・建替えの時期を具体化します。</p> <p>○その際、統廃合のみを目的にせず、複合化など新しい手法を取り入れていきます。</p>
7	保健・福祉施設：高齢福祉施設、障害福祉施設、児童福祉施設、保健施設、その他社会保険施設	<p>○本町の保健・福祉施設は数の上ではたいへん充実しており、しかも建設年度も比較的新しく、耐震性にも問題がないものが多くなっています。</p> <p>○しかし、中には古く見劣りのする施設も存在し、これらの改修または統廃合が今後課題となってきます。</p> <p>○旧久賀町立椋野保育所については目的外利用として現在、デイサービスとして使用しています。</p>	<p>○保健・福祉施設については現在の良好な施設の維持・管理に努めていきます。</p> <p>○一部老朽化した施設については統廃合の検討結果、存続が決定した各施設の改修・建替えの時期を具体化します。</p> <p>○その際、統廃合のみを目的にせず、複合化など新しい手法を取り入れていきます。</p>
8	行政系施設：庁舎等、消防施設、その他行政系施設	<p>○本町の消防施設を含めた庁舎はすべて昭和 57 年以降に建設された新耐震基準の建物となっています。</p> <p>○唯一、昭和 53 年に旧耐震基準で建設された旧日良居中学校は平成 26 年度に耐震補強工事を含む補修工事を完了し、現在は介護保険課と健康増進課が日良居庁舎として利用しています。</p>	<p>○行政施設については現在の良好な施設の維持・管理に努めていくこととします。</p>

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
9	公営住宅	<p>○本町では44団地682戸の町営住宅を管理しています。</p> <p>○その構造別割合は、木造 24.9%、簡易耐火平家 0.9%、簡易耐火二階 54.4%、耐火構造 20.7%となっています。</p> <p>○トイレの水洗化率は 57.8%、洋式便座の設置率は 63.5%、住戸内のバリアフリー化率は 26.0%となっています。</p> <p>○また、既に耐用年限を経過した住宅が約 23.0%、計画の目標年度である平成 34 年度末には約 44.6%に達するなど老朽住宅が多い状況となっています。</p> <p>○真宮住宅についてはすでに解体しました。</p>	<p>○修繕、改善等に係る長期的な方針を定め、計画的な維持管理を推進します。</p> <p>○町営住宅の質の向上のため以下の 5 つの施策を実施します。</p> <p>◇居住性の向上、高齢者の安全性の確保などを目的とした改善を計画的に進めます。</p> <p>◇修繕、改善等の事業を着実に進めるため長期的な計画を策定し、事業量の平準化を図ります。</p> <p>◇町営住宅ストックを長期間有効に活用するため、定期点検、予防保全的な維持管理を実施します。</p> <p>◇整備、修繕、定期点検等の管理データを住棟単位で一元的に整理し、随時確認できる仕組みを整備します。</p> <p>◇建替えは、久賀地区の山下浜住宅、新開青木住宅、洲崎漁民住宅の 3 団地について、利便性の高い適地に統合して行うこととします。</p>
10	公園	<p>○町内 3 ヶ所の児童公園のうち、久賀地区児童公園には 1998 年に建設された公衆便所があります。</p>	<p>○すべて比較的新しい施設ですが、今後も現在の良好な施設の維持・管理に努めていくこととします。</p>
11	供給処理施設	<p>○本町の供給処理施設 4 施設はすべて 1985 年以降に新耐震基準建設された新しい施設です。</p> <p>○しかし、衛生センター及び情島衛生センターはそれぞれ 1985 年、1987 年の建設ですすでに 30 年を経過しており、大規模改修の時期を迎えています。</p>	<p>○供給処理施設については現在の良好な施設の維持・管理に努めていくこととします。</p>

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○本町では元来の用途ではその役目を果たし終わった施設を他の用途に転用するなどして建物の長期使用を図ってきました。 ○しかし、それゆえに非常に古い施設も「その他」施設として残存している状況にあります。 ○なお、久賀火葬場は現在使用休止中で解体を検討しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の施設の老朽化が進行する中で、安全を確保するためにも、改修・建替えの時期を具体化する必要があります。 ○その際、統廃合のみを目的にせず、複合化など新しい手法を取り入れていきます。

2 インフラ施設

	大分類	現状や課題に関する基本認識	管理に関する基本的な考え方
1	道路、橋りょう、トンネル	<p>○道路については、必要に応じた補修を随時行っています。</p> <p>○本町には古くから整備されてきた橋梁が全部で 350 基あり、最も古いものでは 1920 年に整備されており、老朽化しているものも多数存在します。</p> <p>○橋りょうの点検は、「山口県 橋梁点検要領」に基づき、原則 5 年に 1 回行うことを基本としています。地震時や集中豪雨などによって、橋りょうが予期せぬ状況にさらされた場合には、緊急点検を実施します。点検の結果、異常が発見された橋りょうについては、詳細な調査を実施することとしています。</p> <p>○なお、橋りょうの損傷度を把握し、補修が必要な橋りょうの優先順位を決定し、計画的に順次補修を実施しています。</p> <p>○トンネルは 9 基を有し、最も古い沖浦隧道トンネルは 1921 年の建設です。</p>	<p>○これまでの必要に応じた補修ではなく、予防的、計画的な補修を行い、毀損前の手当てにより、維持管理コストの削減に努めます。</p> <p>○近い将来、一斉に更新時を迎えることが予想されるため、従来 of 壊れてから直す〔事後保全〕で補修をした場合、一度に大規模な補修費や架替え費用が必要になり、対応ができなくなる恐れがあります。そのため、損傷が小さいうちから計画的に行う予防的な補修〔予防保全〕で維持管理することで、長寿命化並びに補修費用を縮減します。また、計画的に予防的な補修を行うことで維持管理費用の平準化及び縮減ができます。</p>
2	公園	<p>○町内 3 ヶ所の児童公園には遊具一式があり、ほとんどが 1990 年代後半に整備された比較的新しいものとなっています。</p>	<p>○安全点検などにより異常の有無を確認し、迅速な安全対策や損傷の拡大予防により、施設の延命化を図ります。</p>

第4章 再配置に関する基本的な方針

本町では、施設の機能集約と遊休資産となった施設の外部利用（売却、賃貸借）や取り壊しなどを進めることにより、施設総量の削減を図りながら、公共施設の老朽化や更新費用の増大、人口減少等の社会経済情勢の変化などに対応します。

そして、次に示す基本方針にもとづいて、再配置を実行します。

◆機能集約と複合化

- 全町的な視点から、同種の機能を有する施設については、機能集約を図ります。
- 異なる機能の施設でも、近隣の施設における活用可能なスペースを利用して、複合化を進めます。
- 機能集約や複合化により、将来にわたって維持管理する施設については、現在の建物を複合施設として改築修繕したうえで、より長期にわたって使用できるように、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な点検や修繕、長寿命化を図る改修を行い、財政負担の軽減や平準化を図ります。

◆他用途への転換、廃止や統廃合、遊休資産となった施設の処分

- 町全体として住民サービスへの影響を極力抑えることを念頭に、低利用の機能については、廃止や統廃合を検討します。
- 機能集約や複合化、廃止や統廃合などにより遊休資産となった施設については、売却や賃貸借による外部利用、民間貸与、そして取り壊しなどを進めます。